

託送供給約款変更届出書

令和 6 年 3 月 1 5 日

関東経済産業局長
太 田 雄 彦 殿

埼玉県東松山市小松原町 17 番地 9
松 栄 ガ ス 株 式 会 社
代表取締役社長 松 本 俊 一

ガス事業法第 48 条第 6 項の規定により、次のとおり託送供給約款を変更したので届け出ます。

変更の内容	変更点については別紙のとおりとする。概要については以下のとおりとする。			
	○新旧託送供給約款の適用区分並びに基本料金及び従量料金単価			
	・旧託送供給約款料金（変更前）			
	【託送供給料金 1 種】（税抜）			
		適用区分	基本料金（円/月）	従量料金単価（円/㎡）
	料金表 A	0 ㎡から 25 ㎡まで	400.00	103.35
	料金表 B	25 ㎡を超え 80 ㎡まで	640.00	93.74
	料金表 C	80 ㎡を超え 200 ㎡まで	930.00	90.12
	料金表 D	200 ㎡を超えるもの	1,844.00	85.55
	【託送供給料金 2 種】（税抜）			
	定額基本料金 （円/月）	流量基本料金 （円/㎡）	従量料金単価 （円/㎡）	低圧加算料金 （円/㎡）
	106,200.00	610.00	26.90	7.67
	・新託送供給約款料金（変更後）			
	【託送供給料金 1 種】（税抜）			
		適用区分	基本料金（円/月）	従量料金単価（円/㎡）
料金表 A	0 ㎡から 25 ㎡まで	400.00	102.89	
料金表 B	25 ㎡を超え 80 ㎡まで	640.00	93.28	
料金表 C	80 ㎡を超え 200 ㎡まで	930.00	89.66	
料金表 D	200 ㎡を超えるもの	1,844.00	85.09	
【託送供給料金 2 種】（税抜）				
定額基本料金 （円/月）	流量基本料金 （円/㎡）	従量料金単価 （円/㎡）	低圧加算料金 （円/㎡）	
106,200.00	610.00	25.25	6.89	
○新旧の託送供給約款料金の平均単価及び改定率（税抜）				
	新平均単価	旧平均単価	改定率	
託送供給約款料金	45.24 円	46.58 円	▲ 2.88%	
実施期日	令和 6 年 4 月 1 日			

【添付書類】

1. 変更を必要とする理由を記載した書類
2. 変更しようとする部分を明らかにした変更前の託送供給約款
 - ① 託送供給約款新旧対照表
3. 料金算定規則様式第 6 第 1 表および様式第 8 第 1 表
4. 変更後の託送供給約款

1. 変更を必要とする理由

当社は、令和2年4月より現行の託送供給料金にて運用してまいりましたが、営業収益に対する超過利潤の比率が2年連続で5%を上回り、今後も継続することが見込まれることから、経営効率化の成果を料金引下げ原資として託送供給料金の改定をするものです。

現行	備考	改正後							
附則 1. 実施期日 この約款は、<u>令和5年12月10日</u>から実施いたします。 (別表第4) 料金表 託送供給依頼者は個別契約の申込みに際して、以下の〔託送供給料金1種〕と〔託送供給料金2種〕のうち、いずれか1つを選択していただきます。 〔託送供給料金1種〕 1. 適用区分 (1) 45メガジュール地区 料金表A ガス量が0立方メートルから25立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表B ガス量が25立方メートルを超え、80立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表C ガス量が80立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表D ガス量が200立方メートルを超える場合に適用いたします。 2. 料金表A (1) 定額基本料金 <table><tr><td>1か月及び1個別契約につき</td><td>400.00円</td></tr></table> (2) 従量料金単価 <table><tr><td>1立方メートルにつき</td><td><u>103.35</u>円</td></tr></table> 3. 料金表B (1) 定額基本料金 <table><tr><td>1か月及び1個別契約につき</td><td>640.00円</td></tr></table> (2) 従量料金単価 <table><tr><td>1立方メートルにつき</td><td><u>93.74</u>円</td></tr></table>	1か月及び1個別契約につき	400.00円	1立方メートルにつき	<u>103.35</u> 円	1か月及び1個別契約につき	640.00円	1立方メートルにつき	<u>93.74</u> 円	変更 <
1か月及び1個別契約につき	400.00円								
1立方メートルにつき	<u>103.35</u> 円								
1か月及び1個別契約につき	640.00円								
1立方メートルにつき	<u>93.74</u> 円								

現 行	備 考	改 正 後															
4．料金表 C （1）定額基本料金 <table><tr><td>1 か月及び1 個別契約につき</td><td>9 3 0． 0 0 円</td></tr></table> （2）従量料金単価 <table><tr><td>1 立方メートルにつき</td><td><u>9 0． 1 2</u>円</td></tr></table> 5．料金表 D （1）定額基本料金 <table><tr><td>1 か月及び1 個別契約につき</td><td>1 , 8 4 4． 0 0 円</td></tr></table> （2）従量料金単価 <table><tr><td>1 立方メートルにつき</td><td><u>8 5． 5 5</u>円</td></tr></table> 〔託送供給料金 2 種〕 6．託送供給料金 2 種 （1）定額基本料金 <table><tr><td>1 か月及び1 個別契約につき</td><td>1 0 6 , 2 0 0． 0 0 円</td></tr></table> （2）流量基本料金 <table><tr><td>1 立方メートルにつき</td><td>6 1 0． 0 0 円</td></tr></table> （3）従量料金単価 <table><tr><td>1 立方メートルにつき</td><td><u>2 6． 9 0</u>円</td></tr></table> <u>低圧導管利用に係る従量料金単価加算額</u> 3（33）の境界線におけるガスの最高使用圧力が 0.1 メガパスカル未満の場合は、低圧導管利用分として上記の従量料金単価に以下の従量料金単価加算額を加えたものを従量料金単価とします。 <table><tr><td>1 立方メートルにつき</td><td><u>7． 6 7</u>円</td></tr></table>	1 か月及び1 個別契約につき	9 3 0． 0 0 円	1 立方メートルにつき	<u>9 0． 1 2</u> 円	1 か月及び1 個別契約につき	1 , 8 4 4． 0 0 円	1 立方メートルにつき	<u>8 5． 5 5</u> 円	1 か月及び1 個別契約につき	1 0 6 , 2 0 0． 0 0 円	1 立方メートルにつき	6 1 0． 0 0 円	1 立方メートルにつき	<u>2 6． 9 0</u> 円	1 立方メートルにつき	<u>7． 6 7</u> 円	変更 <
1 か月及び1 個別契約につき	9 3 0． 0 0 円																
1 立方メートルにつき	<u>9 0． 1 2</u> 円																
1 か月及び1 個別契約につき	1 , 8 4 4． 0 0 円																
1 立方メートルにつき	<u>8 5． 5 5</u> 円																
1 か月及び1 個別契約につき	1 0 6 , 2 0 0． 0 0 円																
1 立方メートルにつき	6 1 0． 0 0 円																
1 立方メートルにつき	<u>2 6． 9 0</u> 円																
1 立方メートルにつき	<u>7． 6 7</u> 円																

様式第6（第14条関係）
第1表

託送供給約款料金原価等と料金収入の比較表

託送供給約款料金原価等 (a) (千円)	需要想定量 (b) (千m ³)	平均単価 (a/b) (円/m ³)	想定料金収入 (千円)
1,607,942	35,542	45.24	1,607,940

様式第8（第18条及び第19条関係）
第1表

届出上限値方式による料金引下げ原資等整理表

（原資算定期間：令和6年4月～令和9年3月）

（単位：千円）

		金額
託送供給約款料金 引下げ原資の内訳	事業者間精算費	47,721
	その他	
計（A）		47,721
託送供給約款の変更前料金収入（B）		1,655,663
届出託送供給約款料金原価等（B）－（A）		1,607,942
需要量（千m ³ ）		35,542